

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	行政財産目的外使用許可の取消	
根拠法令・条項	地方自治法第238条の4第9項	
所 管 課	財政局 財政部 財産活用課	
処 分 基 準	地方自治法第238条の4第9項等に基づき判断する。 【参考】地方自治法 抜粋 （行政財産の管理及び処分） 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	